

【表紙】

【発行登録番号】 6 - 外 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年 5 月 2 日

【会社名】 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】 グループ最高財務責任者 ジョルジュ・エレデリー
(Georges Elhedery, Group Chief Financial Officer)
グループ会社秘書役兼チーフ・ガバナンス・オフィサー
アイリーン・テイラー
(Aileen Taylor, Group Company Secretary and Chief
Governance Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（令和 6 年
5 月 12 日）から 2 年を経過する日（令和 8 年 5 月 11 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 1 兆円

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

未定。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定。

(2)【手取金の使途】

社債の手取金純額は、発行会社の一般事業目的のために使用される。また、劣後社債についてのみ、2018年EU離脱法（その後の改正を含む。）により英国国内法の一部を構成する、2013年6月26日の欧州議会及び理事会による信用機関及び投資会社の健全性要件に関する規則（EU）第575/2013号（その後の改正または補完を含む。）に基づく要件に従った、発行会社の資本基盤の維持または更なる強化の目的を有する。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【その他の記載事項】

有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2023年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年4月19日関東財務局長に提出

事業年度 2024年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年4月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2025年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

2026年4月30日までに関東財務局長に提出予定

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2024年度中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2025年度中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、英国において発行会社が2024年4月30日に公表した、2024年度第1四半期に係る決算発表に記載されている事項（添付書類「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」に含まれる）以外に、本発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、英国において発行会社が2024年4月30日に公表した、2024年度第1四半期に係る決算発表に記載されている事項（添付書類「有価証券報告書の提

出日以後に生じた重要な事実」に含まれる)以外に、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

該当なし。